

## 船舶事故調査報告書

平成25年12月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（支柱）
発生日時	平成25年5月4日（土、祝日） 15時00分ごろ
発生場所	東京都千代田区一ツ橋付近の日本橋川 首都高速5号池袋線支柱（5001-1）付近 （概位 北緯35°41.5′ 東経139°45.5′）
事故調査の経過	平成25年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート <small>スニッフ</small> <small>キャビン</small> 、5トン未満 230-41043東京、個人所有 6.11m (Lr) × 2.47m × 1.43m、FRP ガソリン機関（船内外機）、114.00kW、平成12年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年7月22日 免許証交付日 平成21年6月24日 （平成26年7月21日まで有効）
死傷者等	重傷 3人（船長、同乗者A、同乗者B）、軽傷 1人（同乗者C）
損傷	船首の圧壊、右舷船尾に擦過傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者A、同乗者B及び同乗者Cを乗せ、隅田川を北進した。 船長は、操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦を行い、本船は、隅田川から日本橋川に入り、川幅が約30mであり、川の中に高速道路の支柱が立っている水域を約17ノットの速力で北西進した。 船長は、同乗者Aと話をしながら操船を行い、並んで立っている2本の支柱の間を通過中、船首方にある川のほぼ中央に立っている支柱の左側を通過しようとして舵を左に取ったところ、平成25年5月4日15時00分ごろ右舷船尾が右舷方の支柱（5001-1）に衝突した。 船長は、衝撃により、顔面を操縦ハンドルで強打し、操縦席から投げ出された。 本船は、操縦者がいない状態で航走し、船長が操縦席に戻ってリモ

	<p>コンレバーを中立に戻そうとしたものの、船首が前方の支柱（5007-1）に衝突した。</p> <p>本船は、本事故発生場所周辺の川面が低くて船長等の救助が難しいため、付近を通り掛かった船舶により、救助可能な場所までえい航され、救急車がそこから乗船者全員を病院に搬送し、船長が右膝蓋骨骨折及び胸部打撲と、同乗者Aが肋骨骨折と、同乗者Bが右大腿骨及び左親指骨折と、同乗者Cが大腿部後面切傷とそれぞれ診断された。</p> <p>本船は、マリーナの救助艇により、出港地のマリーナまでえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3</p> <p>水象：川面 平穏</p>
その他の事項	<p>船長は、日頃は狭い水域を通過する際、キック現象を意識して操船を行っていたが、本事故当時は、同乗者Aと話をしながら、操船していたため、右舷方の支柱の存在を見逃していた。</p> <p>同乗者Aは、本事故時、操縦席の左隣に座って船長と話をしており、最初の衝突の衝撃で船長と同時に座席から投げ出された。</p> <p>同乗者B及び同乗者Cは、操縦席後方の座席に腰を掛けており、その席からは前方が見えなかった。</p> <p>船長は、本事故水域を約30回航行した経験があり、自身で周遊コースの航海計画を策定していた。</p> <p>本船は、本事故後に解撤処分された。</p> <p>乗船者は、全員が救命胴衣を着用していなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、千代田区一ツ橋付近の日本橋川を北西進中、船長が、同乗者Aとの会話に気を取られ、通過中の右舷方の支柱を失念したことから、船首方の支柱の左側を航行しようとして舵を左に取ったところ、右舷船尾が右舷方の支柱に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、千代田区一ツ橋付近の日本橋川を北西進中、船長が、同乗者Aとの会話に気を取られ、通過中の右舷方の支柱を失念したため、船首方の支柱の左側を航行しようとして舵を左に取ったところ、右舷船尾が右舷方の支柱に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、見張りを適切に行うこと。</li> <li>・狭い河川等を航行するときは、減速して航行すること。</li> </ul>